共同募金「地域歳末たすけあい募金」助成事業

野田村地域支え合い活動助成
応 募 要 項

野田村社会福祉協議会では、村民のみなさまから寄せられた「地域歳末たすけあい募金」助成金を財源とし、村内で地域のための活動や福祉活動を行う団体への助成を行います。

この助成は、「野田村の活動のために使って欲しい」と村民のみなさまから寄せられた募金が財源となっていますので、その想いを十分ご理解のうえご応募をお願いします。

１　事業実施期間

令和７年５月１６日（金）～令和８年３月３１日（火）

２　助成対象団体

村内で、村民同士の生きがい作りや支え合い、また地域・地区単位で必要な活動を行う、村民５名以上で活動しているグループ、ボランティア団体、地区自治会・婦人会、老人クラブ、ふれあいいきいきサロン、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、福祉事業者など

※対象団体の条件は以下のとおりです。

- 法人、福祉事業者以外の団体は、村民５名以上がメンバーに加わっていること
- 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと
- 村内に拠点を置き、村内を中心に活動する団体であること
  （村外に拠点のある法人、福祉事業者等の場合、事業所が村内にあり、村内事業所での活動に対する申請であれば対象とします）

３　助成額

10万円を上限とします（千円単位で助成）

４　助成対象活動

村民を対象にした、日常生活を支える活動、健康づくり活動、交流活動、地区で取り組む活動、研修会やセミナーの開催などを対象とします。詳しくは３～４ページをご覧ください。

※上記の活動支援につながる内容であれば応募の対象とします。

５　応募方法

下記の書類を、野田村社会福祉協議会に持参し、提出してください。

①　所定の応募書、事業実施予算書（様式第１号）

- 楷書で活動内容や必要性がわかるように記入して下さい。
- 応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- **振込口座は応募団体または運営母体の法人等名義の口座を記入してください。**個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。団体名義の口座がない場合、口座を開設して応募ください。

②　振込口座の通帳コピー

③　応募内容に係る見積書、チラシ・カタログの写し（講習受講費の場合、受講料がわかる要項の写し）

６　応募受付期間

令和７年５月２日（金）まで

７　助成決定及び助成金の交付

選考委員会において助成決定の判断を行い、各応募団体に通知します。助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額（決定額）を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて実施状況調査を行うことができるものとします。

８　助成事業の広報

助成決定後、実施事業に関する広報紙・チラシ・印刷物等を作成する場合、地域歳末たすけあい募金からの助成による事業であることを記載、周知してもらいます。また、物品を購入する団体には、共同募金からの助成であることがわかるステッカーを配布し貼付けしてもらいます。

９　活動内容の変更

やむを得ない事情により、助成決定した活動の内容を変更する場合は、活動内容変更申請書（様式第２号）を社会福祉協議会に提出してもらいます。

10　精算報告

助成決定した活動終了後１か月以内に、精算報告書（様式第３号）に次の書類等を添付して、社会福祉協議会に提出してもらいます。

助成金に残金が生じた場合は、まず社会福祉協議会にご連絡ください。また、助成対象とならない経費は返金いただきます。

【精算報告書に添付する書類】（①～②必須）

下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

①　支出内容を記載したレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにしてください。高速料金をＥＴＣで支払った場合など、団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

②　活動状況、購入物品の写真（データでの提出可）

参加者や活動の様子を撮影したものを添付してください。物品購入の場合は、物品を使用して事業を行っている様子を撮影し提出してください。

③　助成事業であることを記載した実施事業に関する広報紙、案内チラシ、印刷物等（作成している場合）

11　助成状況のお知らせ

本会の広報等に助成団体の一覧等を掲載します。

12　応募に当たっての注意事項

応募団体が多数ある場合は、本事業に初めて助成申請する団体を優先して審査を行います。

13　問い合わせ先

社会福祉法人野田村社会福祉協議会
TEL：0194－71－1414　　FAX：0194－71－1415
〒028-8201　野田村大字野田17-107　野田村保健センター内

対象となる活動・費用の項目について

【対象者】

・野田村民が対象であること
・〇〇地区の人、というように限定しても大丈夫です
・対象者の年齢は問いません（子ども、学生、高齢者、障がい者、子どもの親、など）
・事業者がスタッフ対象の研修を行うために応募する場合は、野田村民対象の事業に関する研修であればスタッフの住所地は問いません。

【対象になる活動例】

見守り・訪問活動、外出・通院など移動の支援、配食サービス、子ども食堂、
家事の援助、雪かき支援、草刈り支援、子どもの学習支援、定期的な体操の実施、
趣味・生きがいづくり活動、サロン活動、季節のイベント（夏祭りなど）、
日帰りバスハイク、施設への訪問、ワークショップ実施、
村民が参加する地域活動（世代間交流イベントなど）、村民向け講演会・研修会、
防災マップ・マニュアル作り、地域情報の広報・情報誌作り、
活動スタッフの資質向上や事業実施のため必要な研修の受講　など

【対象外となる主な活動例】

① 町内会・公民館の事業、団体及び法人等が本来行うべき事業（総会、役員会など）
② 現行事業の組み換え（村や社会福祉協議会の補助・委託事業、民間財源の事業など）
③ スポーツ少年団及びその活動に準じる活動
（スポ少・部活・課外活動応援助成の対象となります）
④ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
⑤ 家族や親類、友人のみで行う活動
⑥ <u>団体スタッフの慰安</u>を目的とする日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
⑦ 営利または産業振興のみを主目的とした活動
⑧ 事務所や活動場所の備品整備のみを主目的とした活動
⑨ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
⑩ 宿泊を伴う事業
⑪ 村外でのボランティア活動に係る経費（物資の購入を含む）

【助成対象費用】

活動に要する次の費用を助成対象とします。購入後、継続的に活動で利用する場合は、物品等購入費のみでの申請も対象です。対象となる費用のうち、上限額を設けているもの、応募時に確認が必要な項目は下記のとおりです。

【対象費用例・上限額】

対象費用	例	上限額、備考等
物品等購入	手芸材料、食器、ストーブ、車いす、体操のおもり、配食サービス材料、プリンタ、雪かきスコップ、物品使用に係る燃料(実費：除雪機、刈払機)	物品購入のみで申請する場合 ・活動で継続的に利用する物品であること ・購入希望の物品 がわかるよう、具体的に記載すること
講習会開催	寄せ植え、ハーバリウム、クラフトかご　等	参加者１人につき　500円 **※事業１回分のみに助成**
印刷費	コピー使用料、 用紙・インク購入費	あわせて30,000円
通信費	切手代、送料、送金手数料	電話代、ＦＡＸ送信料等は除く
バスハイク等移動を伴う事業	バス借上料、高速料金、ガソリン代(実費)、三陸鉄道運賃	住民バス借用　１回あたり　15,000円 通学バス借用　１回あたり　25,000円 民間バス利用　１回あたり　100,000円 三陸鉄道利用　１回あたり　30,000円 **※事業１回分（日帰りの事業）のみに助成** **助成決定後の移動方法の変更は不可** **民間バス利用の場合、見積書を添付**
研修会実施、講習の受講	会場借上料、講師謝金、講習受講料(実費)、講師・受講者の移動に係る公共交通機関運賃	会場借上料：１日あたり　30,000円 講師謝金：１人につき１回あたり　30,000円 移動運賃：１人につき１回あたり　30,000円
保険料	ボランティア活動保険・行事用保険など	活動に必要な保険の掛金がわかる資料を添付

※ 各項目の上限額を超える費用は対象となりません。

【対象とならない経費】

① 飲食を目的とした事業費（配食サービス、こども食堂実施等に係る材料費は除く）
② 地区自治会の公民館利用に係る光熱費及び消耗品費
③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代(実費相当分)は除く）
④ 応募している活動との関係が明確でないガソリン等の経費
⑤ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営に係る経費
⑥ 金券購入、おみやげ代、レクリエーションの景品など、個人に配布することを目的にした物品購入費、見舞金などの現金支給
⑦ 応募団体及び個人名義となっている領収書の経費
⑧ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）
⑨ **営利を得ることを目的とした材料費及び資材費**
（例　○：交流会の工作材料費　×：イベントで販売する物の材料費）